# 議案第56号

さいたま市給水条例の一部を改正する条例の制定について さいたま市給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市給水条例の一部を改正する条例

さいたま市給水条例(平成13年さいたま市条例第278号)の一部を次のように 改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

### 改正後

(給水装置の新設等の申込み)

和32年法律第177号。以下「法」という。) 第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定 める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去を しようとする者は、管理者の定めるところにより、 あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けな ければならない。

 $2 \sim 4$  「略]

(給水装置の基準違反に対する措置)

## 第42条 「略]

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、 指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事 に係るものでないときは、その者の水道の使用の 申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止す ることができる。ただし、法第16条の2第3項 ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微 な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材 質がその基準に適合していることを確認したとき は、この限りでない。

[略]

### 改正前

(給水装置の新設等の申込み)

第9条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭 第9条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭 和32年法律第177号。以下「法」という。) 第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定 める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去を しようとする者は、管理者の定めるところにより、 あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けな ければならない。

 $2 \sim 4$  「略]

(給水装置の基準違反に対する措置)

## 第42条 「略]

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、 指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事 に係るものでないときは、その者の水道の使用の 申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止す ることができる。ただし、法第16条の2第3項 ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微 な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材 質がその基準に適合していることを確認したとき は、この限りでない。

[略]

(過料)

- 第45条 市長は、次の各号の一に該当する者に対 第45条 市長は、次の各号の一に該当する者に対 し、5万円以下の過料を科することができる。
  - (1) 第9条第1項の承認を受けないで、給水装置 の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項た だし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微 な変更を除く。) 又は撤去をした者

 $(2)\sim(4)$  [略]

(過料)

- し、5万円以下の過料を科することができる。
  - (1) 第9条第1項の承認を受けないで、給水装置 の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項た だし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微 な変更を除く。) 又は撤去をした者

(2)~(4) [略]

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。